

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成30年度第2回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 平成31年1月28日（月） 午前10時から午前11時10分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 田口 米蔵, 大澤 義明, 山本 早里, 小坪 のり子, 篠根 玲子, 黒澤 輝子, 阿久津 和次, 三上 靖彦, 浅野 利光
 - (2) 執行機関 高橋 涼, 川崎 洋幸, 黒澤 純一郎, 柴崎 美博, 権瓶 厚, 磯前 由紀, 安島 康司, 渡辺 一貴
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 都市景観重点地区の指定及び地区都市景観計画の策定について【公開】
 - (2) 屋外広告物特別規制地区の指定の変更について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・会議次第
 - ・委員名簿
 - ・都市景観諮問第1号 都市景観重点地区の指定及び地区都市景観計画の策定について
 - ・都市景観諮問第2号 屋外広告物特別規制地区の指定の変更について
 - ・平成30年度第1回水戸市都市景観審議会における意見（資料1）
 - ・意見公募手続実施結果（資料2）
 - ・弘道館・水戸城跡周辺地区の現況データ（資料3）
 - ・平成30年度第2回水戸市都市景観審議会（パワーポイント印刷）

9 発言の内容

執行機関

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第2回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

初めに、____都市計画部長より御挨拶申し上げます。

部長

皆さんおはようございます。

委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中、また非常にお寒い中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

おかげさまをもちまして、新庁舎、1月4日から全体オープンいたしまして、この新庁舎で迎える初めての景観審議会ということでございます。もしお時間おありの方は、終わった後、ぜひ新庁舎内を御覧になっていただきたいと思っております。

さて、本日、お諮りいたします案件でございますが、弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定、そして地区都市景観計画の策定と、屋外広告物特別規制地区の指定の変更について、御審議いただくものでございます。本案件につきましては、前回の本審議会での御意見などを踏まえて、案の修正を行い、今回、改めて諮問させていただくというものでございます。

平成16年に景観法が新しくできまして、景観というものが意識されるようになってまいりましたが、景観法は、景観の保全だけでなく、景観を新しく創る、景観の創出ということに一つポイントを置いたところが、非常に重要な点でございます。

今回の都市景観重点地区の指定については、改修や建て替えに合わせて、徐々に良い景観を創っていくものでございますので、まさに景観法の趣旨に沿った取組であると思っております。

委員の皆様におきましては、本案件につきまして、慎重な御審議をお願い申し上げさせていただきます。本日、どうぞよろしく願いいたします。

執行機関

それでは、議事に入らせていただきます。

____会長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

会長

はい、皆さんおはようございます。よろしく願いします。

ただいまから議事に入りたいと思っております。

まず出席者を確認したいと思います。事務局から報告をお願いします。

執行機関

本日の出席者数を報告させていただきます。審議委員数 11 名のうち、現在 9 名が出席されております。なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、__番 _____ 委員、__番 _____ 委員でございます。委員 11 名に対し、現在 9 名の出席で、半数を超えております。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。半数を超えているということですので、本審議会は成立ということになります。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただければと思います。

__番 _____ 委員と__番 _____ 委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、諮問書の提出をお願いしたいと思います。

執行機関

それでは、一括して諮問させていただきたいと思います。

都市景観諮問第 1 号 平成 31 年 1 月 28 日 水戸市都市景観審議会様 水戸市長 高橋 靖
諮問書 弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定及び地区都市景観計画の策定について

都市景観諮問第 2 号 諮問書 弘道館周辺地区における屋外広告物特別規制地区の指定の変更について

以上 2 件、よろしくお願いたします。

会長

今、2 つの諮問書を頂戴しました。これらには、関連性がありますので、審議の進め方について、事務局で御説明をお願いします。

執行機関

今回の諮問でございますが、都市景観重点地区の指定及び地区都市景観計画の策定、それと屋外広告物特別規制地区の指定の変更でございます。こちら、続けて御説明させていただきまして、その後、まとめて御審議いただくのがよろしいかと思ひます。

よろしくお願いたします。

会長

事務局から提案がありましたが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声]

会長

このような形で進めさせていただければと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

執行機関

説明に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、会議次第、委員名簿、都市景観諮問第1号、第2号の諮問の内容、スライドのコピー、その他に、資料1から3でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、内容につきまして、前面のスライドに沿って説明いたします。

今回の諮問は、諮問第1号の都市景観重点地区の指定及び地区都市景観計画の策定、第2号の屋外広告物特別規制地区の指定の変更でございます。

はじめに、この取組の趣旨でございますが、この地区では、これまで、歴史的資源や豊かな緑を守りながら、現在の良好な景観を形成してきました。この良好な景観を、住民、事業者、行政による協働の下、将来にわたって保全するとともに、魅力をより高めていくため、都市景観重点地区の指定と屋外広告物特別規制地区の区域の拡大を行います。

まず、それぞれの制度の概要について御説明いたします。都市景観重点地区については、地区の特色を生かした優れた景観づくりを進めるために指定するもので、地区都市景観計画を定め、建築するときなどに、事前に市に届出をしていただくことで、景観づくりを誘導します。次に、屋外広告物特別規制地区については、地区の特色を生かした景観づくりに支障となる屋外広告物を制限することで、良好な景観を保全するものです。設置できなくなる広告物は、屋上利用広告物や電光ニュースなど、スライドでお示した広告物でございます。

それでは初めに、諮問第1号 都市景観重点地区の指定と地区都市景観計画の策定から御説明いたします。

まず、区域については、弘道館・水戸城跡の範囲を基本とし、周辺の歴史的資源などや、重要な視点場からの眺望景観を保全する範囲を含む区域といたします。

これによりまして、こちらの図の範囲、面積約51ヘクタールを区域に設定いたします。

次に、地区都市景観計画に定める基本目標については、歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観といたします。

続きまして、公共施設の整備方針でございますが、道路については、周辺景観との調和や回遊性を高めるための空間形成、街路樹については、うるおいと風格をもたらす道路景観形成、サインについては、視認性や統一性があるものとし、地域資源を引き立たせる、といった観点から、また、公園・緑地については、うるおいとやすらぎが感じられる空間形成、法面・擁壁や駐車場については、自然との調和や周辺景観との調和の観点から、それぞれ、方針を定めます。このほか、建築物については、この後御説明する都市景観基準によることといたします。具体的内容については、お手元の資料の諮問第1号の2ページ目に記載してございますので、御参照ください。

続きまして、都市景観基準でございますが、この地区は、弘道館などの歴史的資源や緑が多い場所と、駅前などの都市的な街並みやにぎわいが感じられる場所といったように、場所によって景観の特性が異なります。

このため、基準の設定に当たり、このように、オレンジ色の範囲のゾーンAと、青の範囲のゾーンBの2つのゾーンに分けることとします。ゾーンの境については、既成の都市計画を参考とし、地区の一部で指定されている風致地区の区域界で、区分いたします。なお、用途地域については、ゾーンAは住居系、ゾーンBは商業系とされております。

次に、それぞれのゾーンごとの基準設定の考え方でございますが、まず、ゾーンAについては、歴史的資源と調和し、歴史が感じられ、豊かな緑と調和し、うるおいが感じられる景観形成を考え方とし、また、ゾーンBについては、風格ある街並みやにぎわいが感じられ、都市的な街並みの中の緑によりうるおいが感じられる景観形成、更に歴史的空間や豊かな緑に配慮した景観を考え方とします。

次に、都市景観基準の内容でございます。こちらにつきましては、前回10月の審議会の中で、より具体的にしてはどうか、といった御指摘を踏まえまして、数値化できる部分については数値化し、また、文章表現についても、より具体的になるよう一部修正しております。では、ゾーンAから、主な基準の内容をスライドで基準の項目ごとに御説明いたします。

まず、配置については、道路から壁面を2メートル以上後退することとします。こちらは、前回の審議会での御意見を踏まえ、具体的な数値を設定しております。左の図のように、道路から建物が後退することで、歩行空間にゆとりが生まれ、緑化によって、快適な道路空間となります。

次に、高さについては、概ね10メートル以下となるように配慮することとします。こちらと同様に、具体的な数値を設定しております。上の写真のように、街並みから突出した建物によって、歴史が感じられる景観形成に影響を与えることがないようにするものです。

次に、形態・意匠については、奇抜なものとはせず、落ち着いたものとする、また、周辺の歴史的建造物等の形態・意匠を取り入れるよう努めることとします。上の絵のような周りの街並みから突出した、奇抜な建物によって、周辺景観の印象を変えることがないようにします。また、下の写真のように、歴史的建造物の特徴を取り入れることによって、そうした建造物と一体となって、歴史が感じられる景観を形成します。

次に、色彩については、諮問第1号の資料の4ページにあります色彩基準Iの範囲内、また、周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いたものとする、こととします。色彩の基準については、一般的に景観の基準で使われておりますマンセル表色系という指標を使って、使用できる色の範囲を決めておまして、こちらのスライドの色の表の赤で囲んだ範囲となります。この地区の歴史的建造物との調和を図るための色の範囲を設定しております。

次に、植栽については、道路側に、樹木による緑化を行うこととします。それぞれで緑化することによって、右側の緑化後のイメージ図のように、緑の連続性につながります。

次に、駐車場につきましては、道路に面する部分について、植栽や路面の工夫などで、周辺景観との調和に配慮することとします。上の写真では、道路沿いの植栽により車を見

えにくくすることで、また、下の写真では、路面に植栽を取り入れることで、周辺景観との調和に配慮されたものとなっております。

次に、屋外広告物については、周辺景観と調和した形態・意匠、色彩とすることとします。スライドでは、周辺景観との調和に配慮された広告物の事例をお示ししております。

続きまして、ゾーンBの基準について、御説明します。基準の項目は、ゾーンAと同じです。

まず、配置については、道路からできる限り後退することとします。左の写真の建物は、緑と一体となった店先の演出によって、街のにぎわい創出に配慮されております。また、右の写真の高層マンションは、道路から後退し、緑化することで、道路空間にゆとりが生まれています。

次に、高さについては、水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓への眺めを遮らないように配慮すること、といたします。前回の審議会のなかで、ランドマークへの軸や向きを基準の中で意識するとよい、という御意見をいただきましたが、この基準は、今後、駅前からの重要なランドマークとなる二の丸角櫓への見え方を意識したものでございます。

次に、形態意匠については、低層部は、道路から店内が見える開口部とするなど、にぎわいの演出に配慮し、中高層部は、落ち着いたものとします。スライドの例では、落ち着いた街並みが風格を感じさせ、また、店内の様子が見えることで、にぎわいの創出につながります。

また、同じく、形態・意匠につきまして、歴史が感じられる景観形成に配慮することとします。左の写真のゾーンAの街並みに面する建物は、道路側の建物のボリュームを抑え、色彩等に配慮されています。右の写真の県庁三の丸庁舎と対面する建物は、レンガ調タイルで仕上げられており、三の丸庁舎との調和に配慮されています。

次に、色彩については、色彩基準Ⅱの範囲内とすることとします。色彩基準Ⅱは、ゾーンAの基準と同じく、マンセル表色系を使って、使用できる色の範囲を決めたもので、こちらの色の表は、基準の一例ですが、周辺の街並みから突出した印象を受けるような色とならないような範囲で設定いたします。ただし、ゾーンBの中でも、ゾーンAの景観形成に影響を及ぼす場合には、ゾーンAの色彩の基準によることとします。

こちらの左側の建物の色は、ゾーンAの基準の範囲内の色で、白壁塀などと調和した落ち着いた色彩となっております。

次に、植栽については、道路側に緑化を行うこととします。

次に、駐車場については、道路に面する部分は、植栽や路面の工夫などで、周辺景観との調和に配慮することとします。また、付帯施設の色彩は、安全上必要なものを除き、建築物の例によることとします。下の写真の付帯施設は、落ち着いた色彩とされています。

次に、屋外広告物については、周辺景観と調和した形態意匠、色彩とし、また、設置する高さは、施設名などを除いて、低層部とします。スライドでは周辺景観と調和を図るた

めの手法例を示させていただきました。前回の審議会の中で、地区の景観に合う屋外広告物のデザインをガイドライン的に示しては、という御意見をいただきましたが、具体的な事例等を盛り込んだガイドラインを作成し、広くお示ししていきたいと考えております。

基準の説明は、以上とさせていただきます。この他の基準については、お手元の資料諮問第1号の4ページと5ページに記載してございますので、御参照ください。

次に、重点地区の指定後の流れを表したのが、こちらのフロー図です。重点地区に指定した後は、新たに建築する場合、また、指定以前から建築物等がある場合のいずれも、建築行為等の計画をする時点で、都市景観基準が適用されることとなります。市に届出がなされ、基準のチェックを行うこととなります。

続きまして、諮問第2号屋外広告物特別規制地区の指定の変更について御説明いたします。

特別規制地区の指定を受けると、条例で定められている、屋上利用広告物や電光ニュースなど、こちらの図の広告物が設置できなくなります。

区域の設定については、現在の区域は、弘道館周辺の良い景観の保全と弘道館正門からの良好な眺望景観の保全を図るために指定しているところですが、今回、新たに指定する区域は、都市景観重点地区内の良好な景観の保全と水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓方面や大手橋上から水戸駅方面への良好な眺望景観の保全を図るため、その範囲を区域に設定します。

こちらは、都市景観重点地区内の現在の写真でございますが、重点地区の目標である歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観を実現するため、掲出できる広告物を制限いたします。

また、駅前において、この場所に二の丸角櫓が復元されますので、水戸の玄関口にふさわしい眺望景観とするため、広告物を制限いたします。

そして、現在復元中の大手門の前にあたる大手橋の上から見た水戸駅方面の良好な眺望景観を保全するために、広告物を制限いたします。

こちらが区域図で、紫のラインで囲んだ範囲が、現在の区域でございますが、ピンクの斜線の範囲を、今回、新たに特別規制地区に指定いたします。

こちらは、特別規制地区の指定後の流れを表したものです。指定後は、規制内容に抵触する広告物を新たに設置することはできなくなります。一方、指定以前からある広告物については、条例の経過措置期間内は、適法なものとなりますが、それ以降は違法となりますので、経過措置の適用期間内に、撤去又は改修が必要となります。その期間については、特別規制地区の指定の日から3年、又は、許可を受けている期間とされています。前回の審議会の中で、基準に合わなくなる看板の指導に当たっては、それに伴うある程度の支援策が必要ではという御意見をいただきましたが、基準等に沿うよう、広告物を改修や撤去する場合には、それに要する経費の一部を補助する方向で調整しています。

最後に、地区指定までのスケジュールでございますが、これまで、地区住民や事業者を対象に、アンケートや意見交換会などを実施しております。そして、案について、地元説明会を昨年9月に行っております。説明会では、参加者からこの取組に対して反対意見はなく、現行の規制や地区指定後の運用に関する質問があったという状況です。また、10月には、本審議会への意見聴取をさせていただいております。その内容については、お手元の資料1にまとめてございます。そして、昨年12月7日から約1か月間、パブリックコメントを実施しております。結果については、お手元の資料2にまとめておりますが、意見は1件ございまして、屋外広告物の規制に対するものでございます。これらを踏まえまして、本日、本審議会にお諮りする運びとなっております。今後につきましては、今年4月1日に、重点地区の指定と特別規制地区の指定の変更の施行を予定しております。

こちらは、これまで、地元で行いました説明会などの写真です。前回の審議会では、今後も地域住民の協力を得ていくためには、歴史のツアーなどと連携し、この地区の景観に関して、地区外の人にも啓蒙するのがよい、という意見を頂きましたが、そういった取組も含め、今後も様々な取組を行い、地区の景観づくりを推進してまいりたいと考えております。

この他、お手元に資料3をお配りしておりますが、こちらは、現在の地区内の空き家、空き店舗、空き地、コインパーキングの数と居住者の数でございますので、御参照ください。

以上で、資料の説明は終わります。よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま、諮問第1号と第2号の御説明をいただきました。御質問、御意見を頂ければと思います。

委員

はい。

会長

お願いします。

委員

質問させていただきます。前回の審議会の際に、コインパーキングについて御質問させていただきました。そして、本日の資料3においても、コインパーキングの数が多いということがお示されたわけですが、今回の屋外広告の変更について、地元の方の反応というか、動きとございますか、いかがでしょうか。

執行機関

ただ今の御質問にお答えいたします。前回、___委員からコインパーキングの広告物の影響がかなり大きいだろうというお話をいただいております。そこで、私も、前回の審議会の終了後から、コインパーキングの事業者だけでなく、他の事業者も含めまして、約30の事業者のところに個別訪問を行っております。そのうち、特にコインパーキングに

つきましては、全国的に事業を展開されている会社につきましては、すでに京都や鎌倉など、日本を代表する観光地において、広告物の色彩の規制や誘導を推進しているそれぞれの自治体のルールを守りながら、掲出の実績がございます。そういったところについて、水戸市の今回の取組につきましても、コインパーキングの事業者からは、非常に賛同をいただいているところがございます。また、数社におきましては、積極的に広告物のかけ替えをしていくというようなお話も伺っております。私どもとしましては、これらの広告物の改修が、その周辺に与える効果は非常に大きいものだと考えております。そのような動きを大切にしながら、景観の向上により一層御理解をいただけるように努めてまいりたいと思います。以上です。

会長

よろしいですか。

委員

ありがとうございます。相乗効果で、他の方、考えておられない企業の方なども、今後そういうふうに変わっていくことを期待したいと思います。

会長

はい、ありがとうございます。波及は大事だと思いますので、ぜひ、引き続きお願いしたいと思います。他、いかがでしょうか。もしよろしければ、____委員様。

委員

意見ということではないんですけど、いつも歴史的なお話で恐縮なんですけど、今週末に、千波湖の景観についてお話させていただく機会がありまして、ここのところ、そのことを調べていたんですけど、千波湖が、水戸駅とか、今の市役所が建っている辺りまで広がっていた頃のこと、水戸市史などを見ますと、非常に感激したんですけど、江戸時代の方々、これは藩が主導にはなっているんですけども、水戸藩の藩主ですとか、領民が協力して、水戸城周りの清掃だったり、千波湖のくず払いとかを協力してやっているんですね。驚いたのが、初代頼房の時代なんですけど、8月に4日間かけて千波湖のくず払いを733人もの人足が出て、藩主と領民が協力して、一丸となってやっているんです。それはなぜかという、千波湖を美しくする、洪水を防いだりというのものもあるんですけど、景観をものすごく大事にしているんですね。他の藩から水戸に来た時に、水戸城と千波湖の美しさというのを非常に感激して日記に残していたりするんです。クロサワ眼鏡様のホームページに水戸の昔と今の写真があるんですけど、水戸城の三階櫓、弘道館もそうなんですけど、水戸駅の古い駅舎の後ろに千波湖が写っていたり、この周辺の景観が絵葉書にたくさんなっていますので、それだけとても美しい景観だったんだというのが分かりまして、残念ながら、昭和20年の水戸の空襲で焼けてしまって、古い建物がなかなか残ってないところではあるんですけど、冒頭で御挨拶にもありましたように、歴史の景観を守るとともに、これから歴史ある水戸の景観を創っていくということを、市民の方に、皆さんで、江戸時代から守る努力がされてきた景観を、今、また創っていきましようということを、これも散策ツ

アであったり、例えば講座とかシンポジウムみたいなものを開いていただいたりして、お伝えしていくことは大事かなと思ひまして、御協力を少しでもできればなと思っていたところです。すみません、本当に関係のないことになってしまつて。ちょっと感激したものですから。

会長

はい、ありがとうございます。もしよろしければ、事務局の方から。

執行機関

前回の審議会の時に、国道の清掃についても、関連でお話をいただいたことを思い出しておりました。確かに、今回、こういった基準を作らせていただいても、皆さんでいかに守っていくか、創っていくかという部分については、私ども、今後に残された課題だと思っております。国道の清掃につきまして、ちょっとお話させていただきますと、国土交通省の常陸河川国道事務所というところが国道の管理をしております。前回お話をいただいたことにつきまして、私どもの方で、審議会で落ち葉とか雑草とか、そういったことについて、審議会の方でお話がありましたということ伝えてまいりました。実際、清掃につきましては、道路の管理者であります常陸河川国道事務所が、通常の管理に加えまして、黄門まつりやまちフェスなどの大きなイベントの際にも、特に徹底してやっていたているようなんですが、日常的な管理という部分までは、非常に難しいというふうに考えていらっしゃいます。一方では、例えば、南町の方では、ボランティアサポート制度というもの、そういった枠組みの中で、日々の清掃や花壇の管理など、地域の皆様が積極的に活動して、道路の維持管理をしているというような、そういったお話を聞いてまいりました。そういったことから、行政側だけでなく、市民の方、いろんな事業者の方も交えたうえで、新しい景観づくりとか、これまでの景観の維持ということに、皆さんと協力しながら進めていきたいと思ひます。ちょっとお話が広がってしまいましたけれども、以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。例えば、つくばは、景観を創るというか、新しいものをまさに創っていくんですけれども、水戸の場合は、発掘していくっていうんですかね、もともとあるので。それを形を変えながら、そういうところで、冒頭の御挨拶にもあつた創出っていう意味では、かなり条件がいいと思ひますのでお願いしたいのと、コミュニティの熟度も、つくばよりも水戸の方が進んでいると思ひますし、そういう形で進めていければなと思っております。あと、どうでしょうか。

委員

屋外広告物の規制に関してちょっと。現在、指定区域内の既存不適格の撤去が、3年以内と書かれていますけれども、屋上サインとか、建物と一体となつたサインが結構あるんですよ。それなんかの場合には、看板そのものに影響するだけでなく、建物にも影響してくると思ひますよね。そうしますと、けっこう費用がかさみまして、その点、広告主若

しくはビルの所有者ですね、予算的に組めるのか、その辺も考えていかなくちゃならないのかなと思ったりするんですが。それと、つける場所の指定ですね。現在、屋外広告物条例の方で、細かく決まってはいるんですが、業者の中で、法律を無視した業者が多くおりまして、信号とか、ほんとに危険なところにまでつけていっている業者が多いんです。県の都市計画課と相談してもですね、指導がちょっとなかなかできないような状態なんですよ。ですから、我々、年に1回まちあるき、タウンミーティングというのをやってみて、今年、日立市でやったんですけども、やっぱり違反広告物が多々あるわけです。それをどうしていくのか、どのように指導していくのか、それもまだ結論が出ていないんですよ。そのようなものを、まず解決しながらやっていかないと、前にちょっと進みづらいのではないのかなという感じがするんですが。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局から御説明をお願いします。

執行機関

はい、お答えいたします。まず屋外広告物の規制ということで、特に屋上利用広告物につきましては、御指摘のとおり、建物と一体に構造がつながっているものもあるかもしれませんが。それを撤去するとなると、非常に高額な費用が掛かってしまったりとか、建物に影響を与えてしまうということが、もしかしたら物件によってはあるかもしれません。そういった部分につきましては、我々として、やむを得ずということで考えておりますけれども、例えば広告物の表示を消していただく、消していただいた後に、例えばできるだけその上で、目立たない色で板面を消していただくとか、なにかそういったですね、歩み寄りができるような手法というものを検討しなければならないと思っておりますので、その辺については、物件ごとに権利を持ってらっしゃる方と、また屋外広告物の業者さんとも慎重に話をしながら進めていきたいと思っております。

また、違反の広告物についていろいろ御尽力していただいているところもあるかと思えますけれども、私どもも、いろいろなケースがございますので、そういった中で、やはり、きちんと基準にのっとって、改修なりをしていただいたところが、なんでうちだけで他はやらないんだというような、バランスを欠くようなことがないように、できるだけ私どもも指導をしていくし、また、屋外広告物の協同組合さんとか、または県の方と協議をしながら、そういったところがバランスよく徹底できるように努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。今の御指摘2つ議論があって、構造体の部分と、違反広告物の件だと思えます。御指摘どおり3年ってかなり大事っていうか、非常にポイント、ある意味、画期的なところだと思いますので、そういう意味で踏み込んでますよね。そここのところ、自由度というか、裁量はまだありますので、そこを水戸市さんで頑張っていただいて、なるべく踏み込んでいただきながら、構造体そのものは難しいと思うんですけど、極力、

屋外広告物はルールに従うということと、違反広告物に関しては指導をしていくということで、水戸市さんは、県内の自治体を引っ張っていくと、そういう形になるのかなというふうに思っています。他いかがでしょうか。

委員

もう一ついいですか。

会長

はいどうぞ。

委員

まちづくりしたりですね、案内サインなんかもできると思うんです。案内サインの中で、新しい住所にほとんどなっているんでよね。ですが、例えば、弘道館近辺に来るお客さんですね。大体、どっちかっていうと、歳いった方が多くみられるんじゃないかと。ましてや、昔、水戸に住んでいた方とか、水戸に勤めていたと、そういった方が多いと思うんですよね。懐かしさとかそういったものがあって来るんですけれども、住居表示が、昔の住所がありますね、ああいった表示も、案内板の中で必要なのかなって感じするんですけれども。我々、そういう目で見ると、ちょっと分かりづらい面があるんですよね。ですから、今、外国語なんかもいれますけれども、そういったもともとあった住所もあった方が、我々も、私も水戸生まれなんですけど、昔の町名で言われると、すぐピンとくるんですよ。ですが、新しくなった町名だと、なかなか分かりにくい。そういったものも必要じゃないかと私は感じるんですが。以上でございます。

会長

いかがでしょうか。

執行機関

今の御質問にお答えいたします。

今回の都市景観重点地区の取組ってというのが、たくさんの方に水戸に来ていただいて、水戸を歩いていただくってというのが一つの大きな目的だと思います。委員の御指摘のように、昔の地名、旧町名などというのがあると、昔の雰囲気だったり風情というのを思い起こせたりというところで、重要なことかなと思います。水戸市の中でも、一部の場所については、石碑で昔の町名なんかがあるところもあるんですが、今後、多くの人により来ていただくためには、そういった昔の町名でつくっていったりするということが、重要なことかなと思いますので、その部分は検討してまいりたいと思います。

会長

はい、ありがとうございます。____さん御指摘のとおり、全くそのとおりだと思います。今、若い人も、自分も今日水戸に来るときに、結局、ナビで来ているので、あんまり案内板ってというのは、どっちかというところ使わなくて、逆にこういう地名だったんだとかですね、そういう観点は、私も大事かなと思います。土浦市さんなんか、あえて、古い

町名はここだっていうのを残したりしていますので。急いで更新する必要はないのかなと思います。他にいかがでしょうか。

委員

都市景観の基準についてですけれども、前回の審議会で、数値化できるようなところは、数値化していただけると、具体的にどういうふうに整備していくのか、というのが分かりやすいのかなと。自分の仕事の上から、建物を建てるという実際の実務になったときに、じゃあ、どのくらい道路からセットバックすればいいのかとか、どのくらいに抑えればいいのかとか、そんなところがちょっと漠然としているところがありましたけれども、今回は、その辺りが数値として示されたこと、それと、イメージですね、捉え方によって、人によって、いろいろ捉え方は違ってくるので、言葉だけでこういうふうにしましょうという、連続性のあるものにしましょうと言っても、なかなか分かりにくいかなと思っていたんですけれども、例えば形態・意匠で、奇抜なものとはせず、奇抜なものって、例えばこういうことで、事例として、調和の取れたようなものを目指しましょうとか、植栽で、緑が続いていくというイメージで、景観がよくなりますよねというふうな辺りが、図として示されたことが非常に分かりやすく、住む人も建てる人も、イメージが共有できる方向に来たかなということで、とても良くなったかなというふうに思っています。あと、一つ疑問として、疑問というかあれなんですけれども、資料3の方で、空き家、空き店舗、空き地などについて、いくつか調査されたところが載っていますけれども、この辺りを、今後の話なんだろうけれども、どのようにしていくのか、空きっぱなしというわけにもいかないんでしょうし、場所によっては、非常に目立つようなところで空き店舗になっている場所もあるでしょうから、その辺りを、何か人を入れていって、にぎわいを創出できるようなことを考えていかれるといいだろうと思います。

会長

はい、ありがとうございます。事務局からお願いします。

執行機関

ただ今の御質問にお答えいたします。まず、前回の審議会におきまして、非常に抽象的な表現があって、分かりにくいのではないかというお話がありましたので、私どもとしましても、できるだけ皆様に、実際にこの基準を読んだ時の、実際それを設計として作るのに、どういったことが必要なかというところを改めて考えまして、このように数字を入れさせていただきました。また、イメージについて、確かに人それぞれ捉え方が異なるということから、今回このようにお示しさせていただいておりますけれども、今後、広く皆様にもお伝えしていかなければいけないというふうに考えておりますので、例えば手引書とかですね、何か視覚的に、皆様に御覧いただけるものを考えていきたいと思っております。

また、空き店舗、空き家について、この地区だけじゃなくて、全国的に問題になっておりますけれども、一つは景観上の問題もございますけれども、安全とかいろんな問題も抱

えているところでございます。特に、この地区内で言いますと、非常に景観上、安全上、気になるところもございまして、そういった部分につきましては、ビルの所有者と連絡を取りながらということで、担当課の方で進めているところでございます。空き店舗も含めて、景観という部分だけで捉えられない部分もございまして、いろいろな、例えば商業的な助成とか、いろんな考え方もございまして、他の部署とも協議をしながら、地域の向上につながっていくように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。今、委員さんがおっしゃったように、やはり考え方だけじゃなくて、肌感覚っていうんですかね、数値だとか、写真だとか、ということで、資料としてほんとはよくなったと思います。あと、空き店舗や空き地っていうのは、どこの自治体でも抱えている問題で、なかなかやっぱり難しくて、マーケットっていうのがやっぱりないと埋まってこないし、あと法律ですよ。そこも改正しないと、なかなか動きづらい。非常に大事なんですけど、重たいことだと私も思っています。

はい、それでは、他どうでしょうか。____さん。

委員

はい。

会長

よろしくをお願いします。

委員

いろいろお話をお聞かせいただきまして、やっぱり水戸の歴史的な価値とか、自然環境っていうものを、水戸市民がその価値をちゃんと分かってほしいなっていうふうに思いますね。その上で、土地や建物っていうのは個人のものでしたら、これはプライベートなものですけど、それが景観っていうことになると、いきなりみんなのもの、パブリックなものになってしまうんですね。そういった視点で、例えば看板のことを考えると、自分のお店や広告看板っていうのは、プライベートなものです。それに対して、旧地名のようなものを含めた案内に必要なものっていうのは、もっとパブリックなものだと思うんですよ、サインとか、そういったもの。景観ってパブリックなものですから、その観点で、もうちょっと考えていただきたいなとも思いますし、そうしますと、駐車場を作るとか、空き家にしておくっていうのも自由だっていえば自由ですけども、それがみんなの空間の中で、それでいいんですかって、恥ずかしくないんですかっていうところは、パブリックマインドを持っていただきたいなというふうに思います。____さんからも、みんなで景観を創っていきましょうというお話ありましたけれども、____さんおっしゃるように、昔から、公的な、パブリックなことっていうのは、官民一緒にやるっていうのが当たり前のことだったんですよ。みんな村人こそってお代官様が旗降ってやろうって、そんなことが当たり前にあったわけですから、昔の良かったことっていうのは、よく見直したらいいんじゃないかなとも思いました。今回、こういった、制度が新しく始まったり、見直され

たりするわけですけど、一方で、そういった制度は守らなければいけないっていうように、大変だって思うんじゃないかって、水戸っていう街に対する教育とか、パブリックマインドに関する教育っていうのがしっかりしていれば、その計画だめじゃんっていうように、規制するっていうよりも、それ格好悪いからやらないよねみたいな、当たり前な気持ちになってくるといいんじゃないかな。制度と教育っていうのはきっと必要なように感じもしました。感想でございます。

会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。お願いします。

執行機関

私どもも、その部分は非常に大事な部分と捉えておまして、先日もお話をさせていただきましたが、約3年位前から、地域の皆様と勉強会をやったり、街歩きをやったりということを進めてまいりました。今回、指定ができましたとしてもですね、そこでそういった行動をやめてしまうのではなく、また、地域の皆様、そして先生方の皆様と、地域の皆様の考え方が、パブリックマインド、当たり前の気持ちというように、我々としても、そういった導き方ができないのかということ、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

会長

はい、ありがとうございます。私もいろんな街を訪れますけれども、いい街っていうのは、民間の個性があって、活力っていうのはありながら、一方で、全体でまとまっている、____さんおっしゃるように、民と公がきちり連結するようなところだと思います。

他にいかがでしょうか。もしよろしければ、____委員さん。

委員

はい。地域の代表として、私、今回、参加させていただきましたけれども、今回の都市景観の計画の基本目標にあります歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観、これは、本当に県都水戸として、ありがたい基準を設けていただいたというように思っています。都市景観基準についても、特に私の方で申し上げることはございませんけれども、いわゆる水戸駅を北口から降りてですね、角櫓が見える、それからBゾーンを今回指定区域にして、駅前が、にぎわいがある景観がつかれるのかなっていうふうにご期待しているところでございます。Bゾーンについては、特に空き店舗が目立つところがありますけれども、そういったところも、将来、解消していただけるのかなっていうふうには思っています。地域としては、景観に対して、地域に住んでる皆さんも協力して、それにふさわしい景観まちづくりに協力していきたいというように思っております。

会長

はい、ありがとうございます。もしよろしければ。

執行機関

これまでも、地元の地域の方々には、景観向上という部分だけでなく、歴史的なもの、こういった復元に関しましても、地域から起こったそういった動きが今日に至って

いると思っております。地域の方々も、非常に熱心に取り組んでいるということ、我々も十分感じておりますので、今後とも、地域の方々と、さらに良い景観がつくられるように、そして、ますます水戸市が発展していくように、頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。私自身、実は30年位前に、熊本大学の建築学科に勤めておりまして、熊本は、熊本城の天守のビスタを徹底的に守ろうということですね。そういう意味にかえると、今回の角櫓、非常に大事だと思っておりますし、角櫓に合わせた規制になっているというのは、一歩進んだようなもののように思います。

____委員さん、もしよろしければ。

委員

私が嫁いだときに、店の屋上には大きな和紙の、鉄骨か何かでちゃんとやった看板があって、その下に眼鏡のマークがあって、これは何なんだろうと思って聞いてみたら、わしの店だということで、そういうユーモアがあるということは確かなんですけれども、やっぱり以前は、個人的な美観、個人的にこれがいいだろうというところで看板とかそういうものができていたと。さっきお話にあったように、そういうところがまだ多いというのがありましたけれども。それでもやっぱり老朽化したり、危険になるということで、老朽化して、鉄骨も錆びて、もしも万一のことがあったら大変だからということで取り払った経緯があるんですけれども、看板とか、決してそれが永久的なものではないわけで、やっぱりどこかで、美観というものを取り入れたりなんかしたり、変わっていくということは、意識的に考えていかないとだめなのかなというふうに思っております。それからもう一つ、南町2丁目の国道の殺風景なところに、花壇を造りたいという町内の人たちの意見がありまして、そして造ろうと思って、あそこは国道だから、今の国土交通省、そこに行って相談をしたら、そういう前例がないということで、なかなか許可が下りなかったんですね。そこを何とかと、町内の皆さんと行って、前例を作ってくださいということで、やっと許可が下りたということがあるんですね。そのかわり、私たちの方で、毎日、お店の前のことですから、掃除したり花を入れ替えたりと、そういうことはしますということで、今もずっと続いていると思うんですけれども。やっぱり、国道だから、県道だからと、そういう縛りがあると、なかなか踏み込めないということがあるんですけれどもね。良い前例になったのかどうか、今、泉町の方でも花壇があったりと、できていると思うんですけれども、そういうこともありました。さっき____さんがおっしゃったように、昔、千波湖の水をきれいにするなんていうのを一緒にやったということ。やっぱり自分自身の意識をそういうふうにもっていかないと、だめなんだろうなというふうに思っております。まとまらない話ですけれども。

会長

ありがとうございます。

執行機関

その花壇につきましては、そのような御努力があったというのは、我々も分かりませんでしたけれども、地域の方々が真剣に考えて、何か行動を起こされたときには、行政側としても、柔軟に対応していかないといけないんだなと身につまされた気がします。多分、これから、地域にいろんな動きが起きてくると思いますので、我々も耳を傾けながら、地域の方々と一緒にまちづくりをしていきたいと思います。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。前例をつくるっていうのは非常に大切だと思います。日本初だとか、そういうのを、ぜひ水戸から発信していければなって思っております。

それでは、もしよろしければ。

委員

良い景観まちづくりをするためには、みなさんの御協力、さらにはここにありますように、様々な課題、予算が伴うということもありますので、これからも議会が、これに向けてしっかりと取り組んでいくということで、お誓い申し上げたいというふうに思っております。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは皆様から御意見をいただきましたので、ここで、採決というか、お諮りしたいと思います。

まず、都市景観諮問第1号について、原案どおり承認するというので、御異議はございませんでしょうか。賛成の方、できれば挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

[賛成者挙手]

それでは原案どおり、全会一致で承認ということです。

第2号についても、賛成の方は、挙手をお願いしたいと思います。

[賛成者挙手]

こちらも全会一致で、お認めいただいたということです。

以上で、本日の議事は終了いたしましたので、答申したいと思います。

執行機関

それでは、答申書をお受けいたしますとともに、本日の御審議につきまして、____部長より、御挨拶申し上げます。

会長

それでは、一括して答申をさせていただきます。

平成31年1月28日 水戸市長 高橋靖様 水戸市都市景観審議会 会長 _____

都市景観諮問第1号 諮問書 弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定及び地区都市景観計画の策定について

第2号 諮問書 弘道館周辺地区における屋外広告物特別規制地区の指定の変更について

以上、諮問のあった2件について、慎重に審議した結果、原案のとおり異議ありません。

部長

それではみなさん、御答申いただき、どうもありがとうございました。これをもとに、この地区のいい景観づくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

皆様、お忙しい中、活発に御議論いただきまして、お礼を申し上げたいと思います。本日いただいた御意見につきましては、事務局の方で、よく承りまして、今後の景観づくりに生かしていきたいと思っております。

先ほど国道の話がございましたけれども、最近、国は、どんどん公共施設を使ってほしいというふうにだいぶ変わってきていますので、皆さん、ぜひ、周りの方にもそう言っていただいて、お使いいただきたいときには、どうぞ御相談いただければというふうに思っております。

それでは、本日はどうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

執行機関

ありがとうございました。以上で、本日の審議会は閉会とさせていただきます。貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。